令和８年度第２回新潟地域医療構想調整会議資料

許可病床数の変更予定について
（新潟圏域、令和８年10月時点）

- 信楽園病院（一般病床44床減床）

- 新潟県立がんセンター新潟病院（一般病床11床減床）

新潟圏域の病床の状況

○許可病床数（R8.10.1現在）

医療機関		許可病床数				
		一般、療養病床	（参考）			
			精神	感染症	結核	合計
許可病床数等変更予定の医療機関	信楽園病院	325	0	0	0	325
	新潟県立がんセンター新潟病院	367	0	0	0	367
上記以外の医療機関		7,585	2,310	8	0	9,903
合計		8,277	2,310	8	0	10,595

基準病床数※１	8,127	既存病床数※２（R8.10.1時点）	7,901

○許可病床数（変更後）

医療機関		許可病床数				
		一般、療養病床	（参考）			
			精神	感染症	結核	合計
許可病床数等変更予定の医療機関	信楽園病院	281	0	0	0	281
	新潟県立がんセンター新潟病院	356	0	0	0	356
上記以外の医療機関		7,585	2,310	8	0	9,903
合計		8,222（▲55）	2,310	8	0	10,540

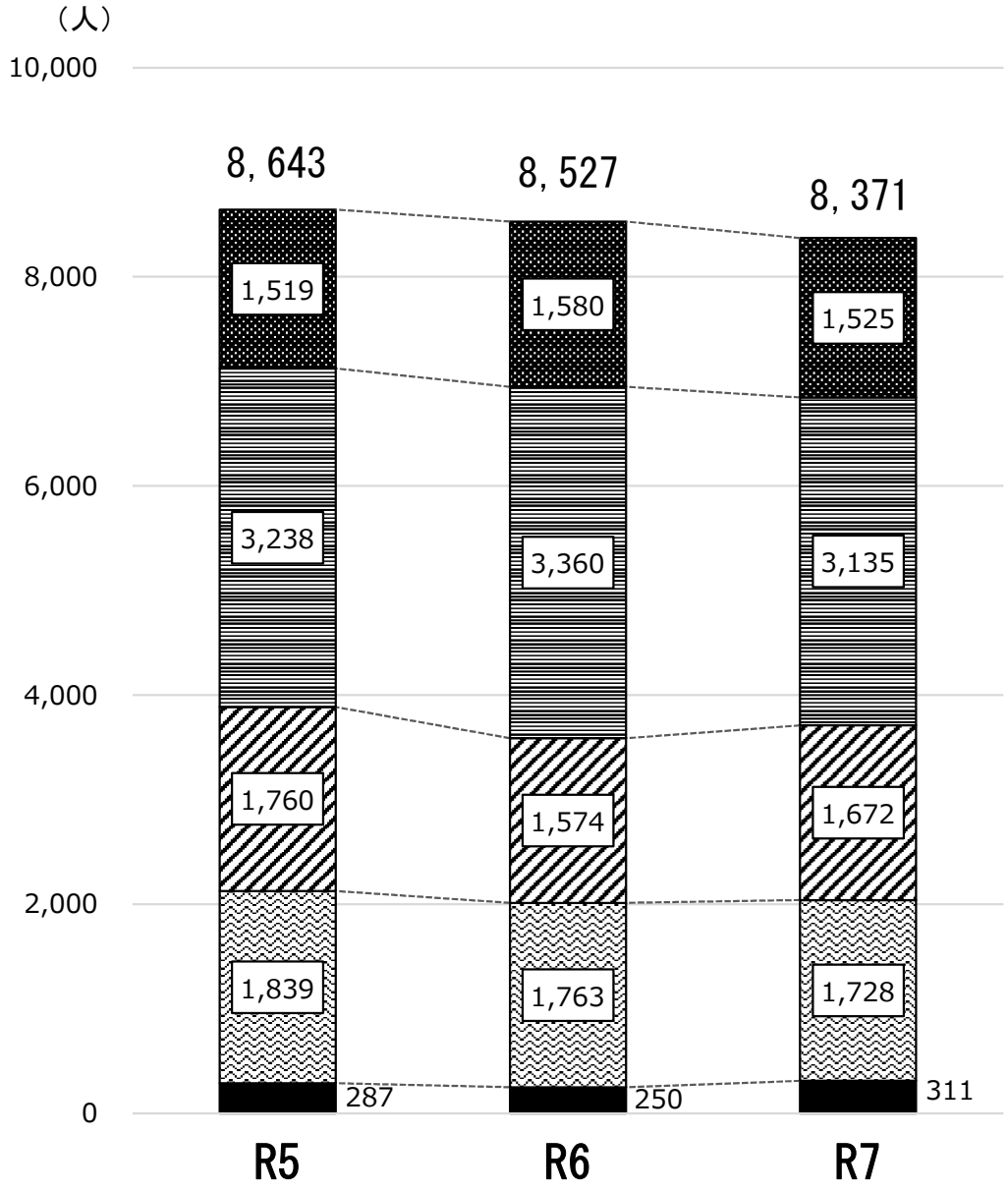
基準病床数※１	8,127	既存病床数※２	7,846

※１　基準病床数：第８次新潟県地域保健医療計画（R6.3策定）で定めた基準となる病床数

※２　既存病床数：許可病床数から特定の方が利用する病床（療養介護施設、医療型障害児入所施設等の病床）や、H18年以前に設置された診療所の病床等を除く

病床機能報告による病床数と地域医療構想における病床数の推計値（新潟圏域）

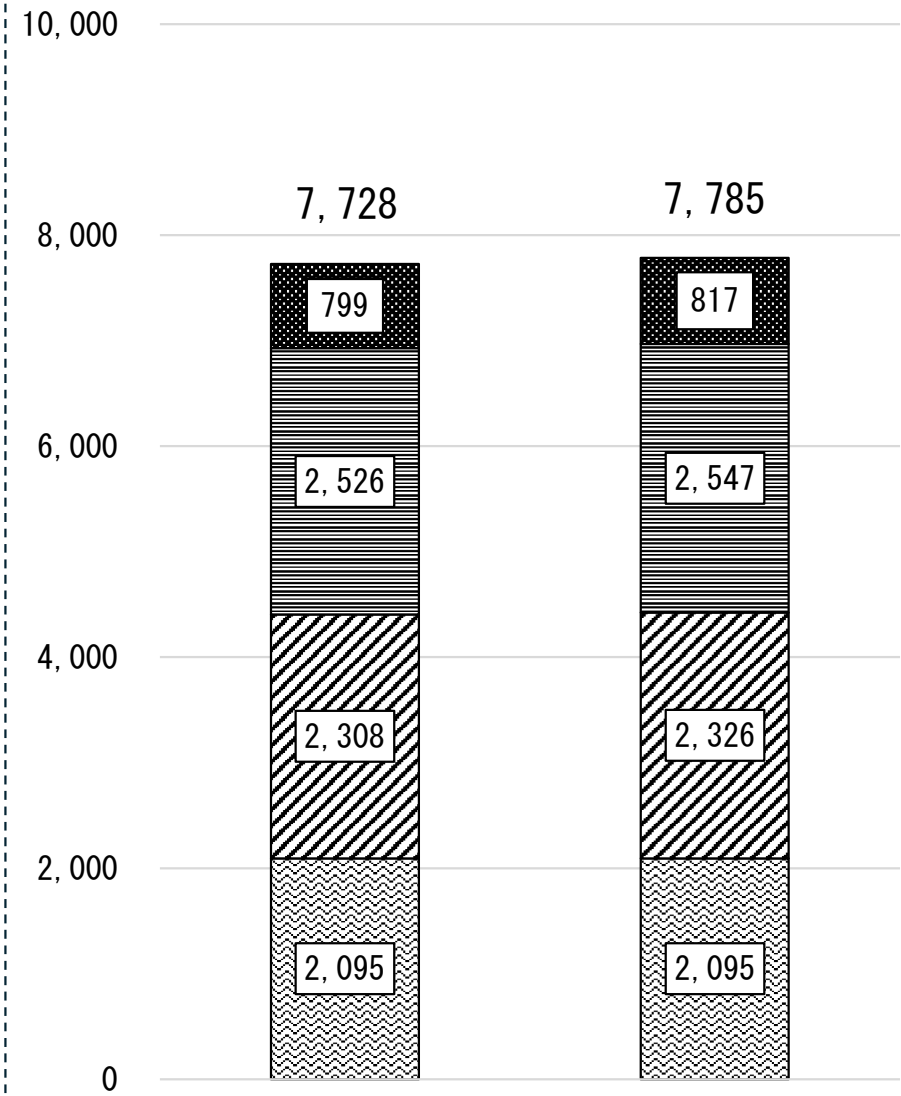
＜病床機能報告による病床数＞



※病床機能報告　許可病床数ベース

（参考）

＜新潟県地域医療構想の推計値＞



※R7年は新潟県地域医療構想（H29.3）の推計値

医療機関名：	信楽園病院	所在地：	新潟市西区新通南3丁目3番11号

１．変更事項

○	許可病床数の変更
	病棟又は病床単位で算定する入院（基本）料等の見直しに伴う病床機能の変更

２．変更理由等

令和7年4月より7階東病棟を休棟しており、将来的に稼働の見込みがないため。
今回の病床削減は病床規模の適正化を図るものであり、地域医療構想に資するものと考える。

３．変更内容

	変更前（現状）					変更後				
病棟名	施設基準（算定する入院基本料等）	病床機能	許可病床数（一般病床）	許可病床数（療養病床）	→	施設基準（算定する入院基本料等）	病床機能	許可病床数（一般病床）	許可病床数（療養病床）	変更（予定）時期
7階東病棟		休棟中	44				廃止	0		2027年3月

４．地域医療構想との整合性

○	将来の入院需要量に即した病床数（規模）とするもの
	将来の急性期需要の減少に即した機能とするもの
	将来の回復期需要の増加に即した機能とするもの
	（介護・医療）療養病床を廃止し、将来の医療介護需要に即した形態に移行するもの
	その他

5．診療科の見直し

	変更前（現状）		変更後
維持		→	
新設		→	
廃止		→	
変更・統合			

6．「病床機能再編支援事業」の申請（予定）意向

	単独支援給付金支給事業
	統合支援給付金支給事業
	債務整理支援給付金支給事業
○	なし

7．「病床数適正化緊急支援事業」の申請（予定）意向

○	申請意向あり
	なし

医療機関名：	新潟県立がんセンター新潟病院	所在地：	新潟県新潟市中央区川岸町２丁目１５－３

１．変更事項

○	許可病床数の変更
	病棟又は病床単位で算定する入院（基本）料等の見直しに伴う病床機能の変更

２．変更理由等

東7病棟については、小児病棟として運用しているが、近年、小児の入院患者数の減少に伴い病床利用率が低下していることから、現在の入院需要及び病床利用実績を踏まえ、病床規模の適正化を図るため、11床を削減する。

３．変更内容

	変更前（現状）				→	変更後				
病棟名	施設基準（算定する入院基本料等）	病床機能	許可病床数（一般病床）	許可病床数（療養病床）		施設基準（算定する入院基本料等）	病床機能	許可病床数（一般病床）	許可病床数（療養病床）	変更（予定）時期
東7病棟	専門病院７対１入院基本料	急性期	47	0		専門病院７対１入院基本料	急性期	36	0	2027/3/31

４．地域医療構想との整合性

○	将来の入院需要量に即した病床数（規模）とするもの
	将来の急性期需要の減少に即した機能とするもの
	将来の回復期需要の増加に即した機能とするもの
	（介護・医療）療養病床を廃止し、将来の医療介護需要に即した形態に移行するもの
	その他

5．診療科の見直し

	変更前（現状）		変更後
維持	変更なし	→	
新設	変更なし	→	
廃止	変更なし	→	
変更・統合	変更なし		

6．「病床機能再編支援事業」の申請（予定）意向

	単独支援給付金支給事業
	統合支援給付金支給事業
	債務整理支援給付金支給事業
○	なし

7．「病床数適正化緊急支援事業」の申請（予定）意向

○	申請意向あり
	なし

病床数適正化緊急支援事業の概要

参考資料
（厚生労働省作成）

① 施策の目的

・効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、その支援を行う。

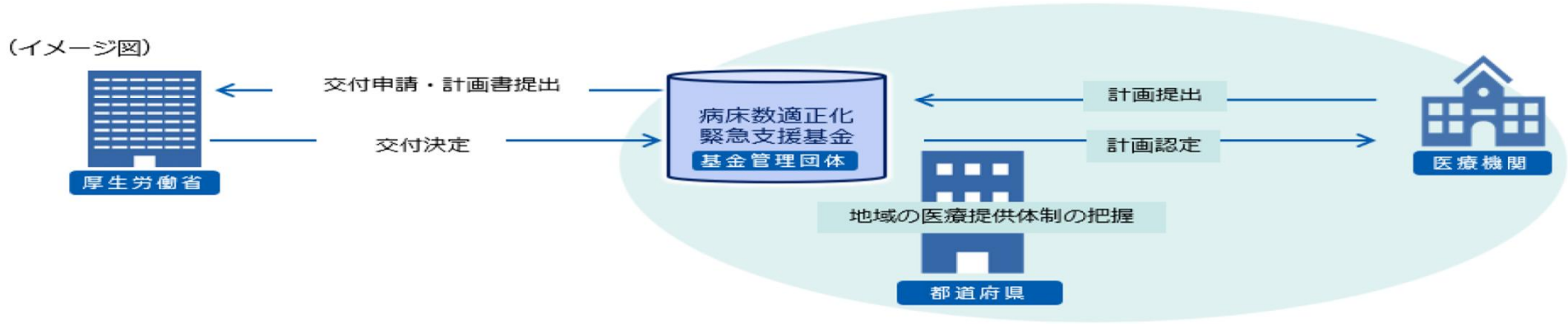
② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

・「病床数適正化緊急支援基金」を創設し、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関への支援を行う。
（概要） 医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関を対象として財政支援を行う。
（交付対象・交付額） 病院（一般・療養・精神）・有床診：4,104千円／床（ただし、休床の場合は、2,052千円／床）

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



・ 医療機関は基金管理団体等に計画提出を行う際に病床削減数を申請し、基金管理団体等が計画認定する
・ 基金管理団体等は医療機関に所要額を支給する（１０／１０）

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関へ必要な財政支援を行うことで、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速するとともに、地域に必要な医療提供体制を確保する。
人口減少等により不要となると推定される、約11万床(※)の一般病床・療養病床・精神病床といった病床について、地域の実情も踏まえ、2年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る。

※一般病床及び療養病床の必要病床数を超える病床数約5万6千床並びに精神病床の基準病床数を超える病床数約5万3千床を合算した病床数（厚生労働省調べ）。